11.7.18
41

高秘第一〇五一三號

大正十一年七月十四日

廣島縣知事 依田銈次郎

内務大臣 水野錬太郎殿
警視総監 神奈川 愛知 京都
大阪 兵庫 福岡 各府縣知事殿

大阪鉄工所因島工場職工解雇ニ関スル件

既報後因島工場ニ於テ八月十三日午後八時造船部所属職工ニ解雇希望者ヲ合シテ四一六名(全部ニテ六八八名)解雇スルニ決シ直ニ失職

	解雇手當	予告手當	特別手當	計
六ヶ月未満	[illegible]	[illegible]	[illegible]	40日分
[illegible]	[illegible]	14日分	16日分	50日分
[illegible]	25日分	14日分	[illegible]	65日分
[illegible]	[illegible]	[illegible]	36日分	85日分
[illegible]	45日分	14日分	46日分	105日分
[illegible]	60日分	14日分	56日分	130日分
[illegible]	75日分	14日分	66日分	155日分
[illegible]	90日分	14日分	76日分	180日分
[illegible]	110日分	14日分	86日分	210日分
[illegible]	130日分	14日分	96日分	240日分
十七年以上	150日分	14日分	106日分	270日分

伍長 最高三十日分 最底二十日分
伍長心得 最高二十日分 最底十日分
勤務成績年数等ニ依リ [illegible] 給ス

旅費土地ノ遠近ニ應ジ三種ニ分チ
妻帯者 最高 三十円
独身者 〃 十五円
ニテ支給ス

法人 [illegible] 大阪支所